



## 第7回太秦天神川駅西部地域まちづくり協議会を開催しました。

去る11月27日(金),午後7時より「第7回太秦天神川駅西部地域まちづくり協議会」が開催されました。当日は委員18名,傍聴者16名の方にお集まりいただきました。

今回の協議会では,第1回協議会から第6回協議会までのおさらいとまちづくり基本構想(案)のまとめについて,A~Dの4つのグループに分かれて意見を交換し,各グループの代表の方が意見発表を行いました。

その後,まちづくり基本構想の実現に向けての整備手法等について事務局から説明を行いました。

### まちづくり基本構想(案)のまとめについて

今回の協議会では,第3回協議会から4度に亘って協議を行ってきた『まちづくり基本構想(案)』について,まとめを行いました。

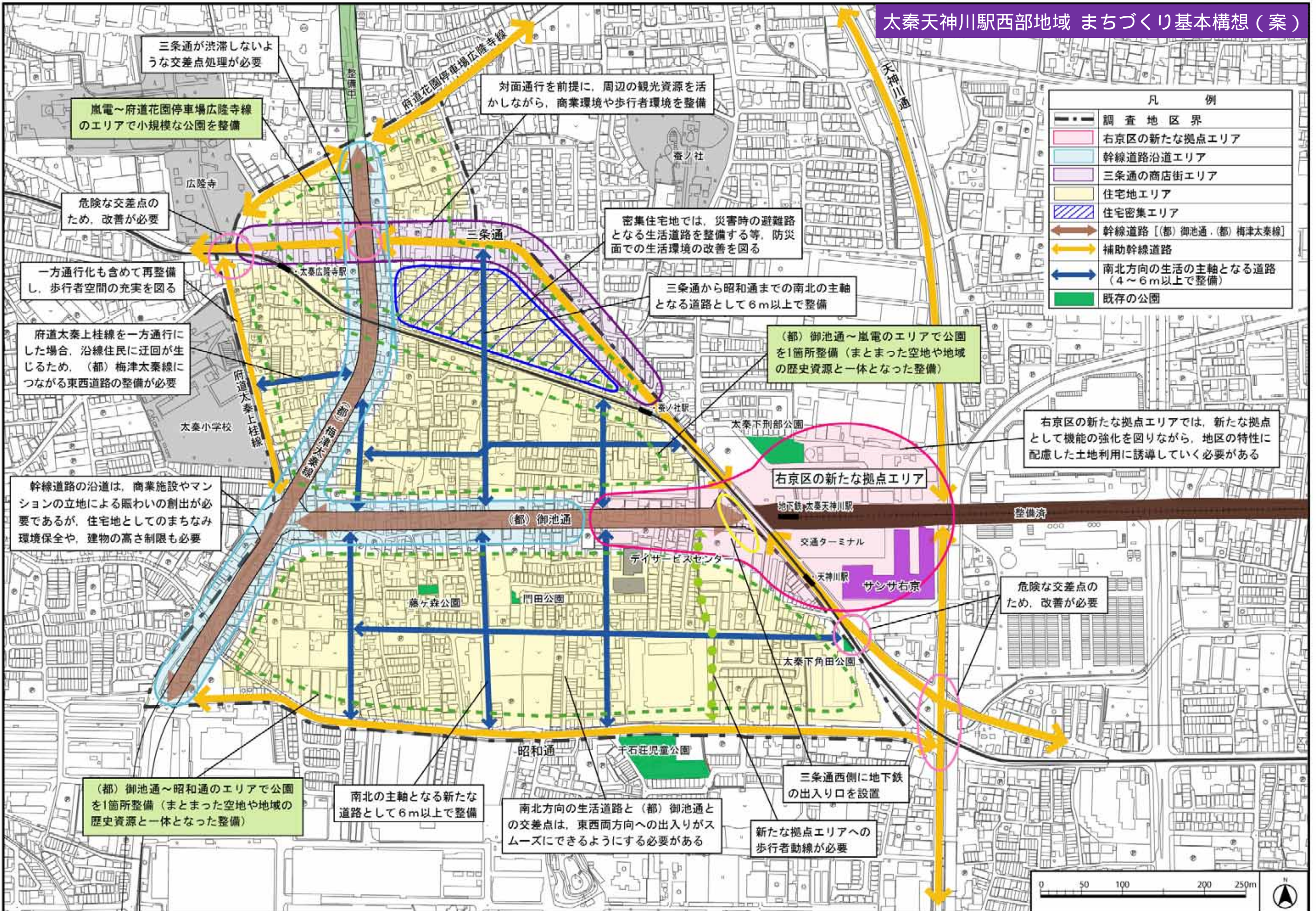
これまでの協議会で議論してきた道路,公園,土地利用のあり方についての意見をとりまとめた『まちづくり基本構想(案)』を事務局から説明し,新たに追加したい内容や再度,確認しておきたい内容等について意見交換を行いました。

その際,『まちづくり基本構想(案)』の整備項目について新たな提案があり,その意見も含めて協議会として了承を得ました。(次ページ参照)





太秦天神川駅西部地域 まちづくり基本構想（案）



凡 例	
---	調査地区界
■ (pink)	右京区の新たな拠点エリア
■ (light blue)	幹線道路沿道エリア
■ (purple)	三条通の商店街エリア
■ (yellow)	住宅地エリア
■ (hatched)	住宅密集エリア
→ (brown)	幹線道路〔(都)御池通・(都)梅津太秦線〕
→ (yellow)	補助幹線道路
↕ (blue)	南北方向の生活の主軸となる道路 (4~6m以上で整備)
■ (green)	既存の公園

三条通が渋滞しないよ  
うな交差点処理が必要

嵐電～府道花園停車場広隆寺線  
のエリアで小規模な公園を整備

対面通行を前提に、周辺の観光資源を活  
かしながら、商業環境や歩行者環境を整備

危険な交差点の  
ため、改善が必要

一方通行化も含めて再整備  
し、歩行者空間の充実を図る

府道太秦上桂線を一方通行に  
した場合、沿線住民に迂回が生  
じるため、(都)梅津太秦線に  
つながる東西道路の整備が必要

幹線道路の沿道は、商業施設やマン  
ションの立地による賑わいの創出が  
必要であるが、住宅地としてのまちなみ  
環境保全や、建物の高さ制限も必要

(都)御池通～昭和通のエリアで公園  
を1箇所整備 (まとまった空地や地域の  
歴史資源と一体となった整備)

南北の主軸となる新たな  
道路として6m以上で整備

南北方向の生活道路と(都)御池通と  
の交差点は、東西両方向への出入りが  
スムーズにできるようにする必要がある

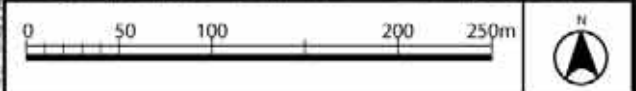
三条通西側に地下鉄  
の出入り口を設置

新たな拠点エリアへの  
歩行者動線が必要

(都)御池通～嵐電のエリアで公園  
を1箇所整備 (まとまった空地や地域の  
歴史資源と一体となった整備)

右京区の新たな拠点エリアでは、新たな拠点  
として機能の強化を図りながら、地区の特性に  
配慮した土地利用に誘導していく必要がある

危険な交差点の  
ため、改善が必要





## 「まちづくり基本構想（案）のまとめ」におけるその他の意見

### 密集住宅地の生活環境について

災害時に安全に避難できるように防災面の改善が必要である。現状では三条通にしか逃げられないため、2方向への避難ができるように嵐電に沿って生活道路を整備できないか

生活道路を整備していくためには、住宅の共同化等によって必要な土地を生み出す必要があるため、今後、具体的な検討を行うにあたっては、地元住民が意識を高めることが重要である

生活道路の整備箇所を具体的に表示できないのは理解できるが、内容が抽象的で弱いように感じる

生活環境の抜本的な改善が必要だが、住んでいる人の協力がなかったら難しいのではないか

### その他全般について

都市計画道路だけが整備され、他の整備が置き去りにならないように、三条通や太秦上桂線の再整備や公園の整備についてもしっかりと進めてもらいたい

太秦地域を愛する気持ちは皆同じであり、今後は、若い人の意見も聞きながら整備を進めてもらいたい

計画的なまちづくりを進めていくには、駐車場や農地等において無秩序な開発がこれ以上進まないようするまちづくりのルールをつくる必要がある

## まちづくり基本構想（案）の実現に向けて

幹線道路である（都）御池通、（都）梅津太秦線の整備手法、密集市街地の生活環境を改善するための整備手法、生活道路や土地利用の誘導を行うための整備手法について事務局から説明を行いました。

### 幹線道路の整備手法

計画道路用地だけを買収して整備する「直接買収方式」と、計画道路周辺も含めて面的に整備する「土地区画整理事業」を紹介

### 密集市街地の生活環境を改善するための整備手法

生活道路の整備や老朽住宅の解消等を総合的に改善整備できる「住宅市街地総合整備事業」を紹介

### 生活道路の整備や土地利用の誘導を行うための整備手法

行政主導で用地を買収する方法に加えて、住民のみなさんでまちづくりのルールを作り、そのルールに沿って時間をかけながら生活環境を改善していく「地区計画制度」を紹介

次回（第8回）協議会日程は以下のように決まりました。

日時：12月18日（金）19：00～21：00

場所：右京区役所 5階 大会議室1

内容：・まちづくり基本構想の実現に向けて  
・最終成果のまとめについて

協議会は、どなたでも御自由に傍聴していただけます。

（お願い）座席や配布資料の準備が必要なため、できるだけ事前に御来場される方の人数を電話、FAX等で御連絡いただきますようお願い致します。

わからないことは、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせは、下記までお願い致します。

京都市 建設局 都市整備部 市街地整備課（担当 榮(さかえ)、長谷川）

電話 075-213-3537 FAX 075-213-3586

e-mail [sgaichiseibi@city.kyoto.jp](mailto:sgaichiseibi@city.kyoto.jp)

ホームページ [http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-5-1-0-0\\_10.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-5-1-0-0_10.html)